

## 農業委員会 総会（6月） 議事録

日時	令和3年6月29日（火）	9:00~10:20	
場所	新島村住民センター 3階 研修室		
出席	農業委員会長	12	石野 正幸
	農業委員	2	奥山 敏仁
	農業委員	3	山下 竹夫
	農業委員	5	公文 宏司
	農業委員	6	植松 由美子
	農業委員	7	大沼 剛
	農業委員	8	北村 一男
	農業委員	10	内藤 政之
	農地利用最適化推進委員		横田 泰一
	事務局		富田 浩章 佐藤 文乃
欠席	農業委員	1	綾 真吾
	農業委員	4	天野 律子
	農業委員	9	岩永 和徳
	農業委員	11	吉見 一之
	農地利用最適化推進委員		前田 互
	農地利用最適化推進委員		池村 達子
傍聴人	0名		

- 1 会議事件
  - (1) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(字式根島 1件1筆)
  - (2) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(字川原 1件1筆)
  
- 2 協議事項
  - (1) 令和3年度「農地等の利用の最適化推進施策に関する意見書」について
  - (2) 令和3年度 農地利用状況調査について
  - (3) その他について
    - ① 農業委員会だより9月号について
    - ② 7月の総会について

## 1 会議事件

### (1) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（字式根島 1件1筆）

譲渡人は相続により農地を取得したが、島外在住で所有農地の管理・耕作をすることができないため、村内在住で弟の譲受人に無償譲渡によって所有権移転を行うもの。

疑問点がある為、条件付き許可とし、継続調査を行うものとする。

→ その結果、取下げとなった。

### (2) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（字川原 1件1筆）

譲渡人は相続により農地を取得したが、当該農地の耕作をすることができなくなってしまった。譲受人は事業規模の拡大に伴い、建設用仮設資材等の保管場所を必要としていたため、当該農地を売買により譲り渡すこととしたい。

周辺は一般住宅や公共施設、建設会社本社や倉庫などの産業利用が進んでおり、転用には影響が無いものと考えられるため、全会一致で許可とする。

## 2 協議事項

### (1) 令和3年度の「農地等の利用の最適化推進施策に関する意見書」について

村の次年度予算の検討が9月頃より始まるため、遅くとも8月までには村へ提出する。次回7月総会にて、事務局案を提示する。

### (2) 令和3年度 農地利用状況調査について

7月から調査を開始していただき、10月総会時までに地図の提出を行ってもらおう。浸食されてきた崖沿いなど真に危険を伴う不耕作地については、B分類としていただきたい。

また、調査時に外観目視により違反転用を確認できたところについては、地図上に記載し、後日とりまとめを行うものとする。

### (3) その他

#### ① 農業委員会だよりについて（9月号担当者の確認）

4月総会にて配布した年間スケジュールの委員氏名に誤りがあった。山下委員が9月号、12月号と連続して入ってしまっており、天野委員が抜けてしまっていたため、9月号は天野委員、山下委員は12月号を担当とする。9月号の記事締め切りは8月20日頃とする。

#### ② 7月の総会について

7/29（木）9時からを開催予定とする。

## 【質疑・応答など】

石野会長： 農業委員会法の平成27年の大改正より5年経過し、現在見直しが行われている。全国的に転用の追認事例が非常に多く、農業委員会制度自体が機能していないのではないかと農業委員会の存在自体を問われている。引き続き、村内農地の保全と利用促進、適正利用を推進していくことが望まれている。

公文委員： 非農地判断と5条転用の違いは何か？

石野会長： 農地を農地以外の目的で利用する際、事前に「農地法」に則って許可を行うの

が5条転用。5条の追認については、農地法を知らずに農地以外の利用を行い、違反転用を行ってしまった場合、後から転用許可を出すもの。

非農地証明については、農地所有者からの申出により、農地法を知らずに農地以外の利用を行い、20年を経過した違反転用を行ってしまった農地について、あくまでも「行政サービス」として農地ではないことを証明するもの。

非農地判断については、所有者の申出に関係なく、農業委員会及び村が農地としての利用実態がないことなどから「当該農地は農地ではない」と判断し、所有者へ地目の変更を促すものです。

事務局：       また、許可や証明の決定までの工程も異なります。5条転用については、農業委員会から東京都へ上げ、都の審査会において審査されたのちに許可・不許可が決定しますが、非農地証明や非農地判断については都への事前協議のみで農業委員会内で完結してしまうものもあります。

横田委員：       非農地判断等をした後の地目の変更については、誰が行うのか。

事務局：       5条転用、非農地証明、非農地判断すべてにおいて、地目変更登記は所有者の方に行っていただきます。

本会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、農業委員会長及び議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和2年7月29日

新島村農業委員会長	_____	印
議事録署名人	_____	印
議事録署名人	_____	印